

『介護保険負担限度額認定』について(ご案内)

介護保険施設を利用した場合、介護サービス費用の利用者負担分(1割、2割、3割のいずれか)のほかに、食費・居住費(滞在費)や日常生活費が必要となります。

食費・居住費等の金額は、平均的な費用をもとに基準となる額(基準費用額)を国が定めています。

この食費・居住費等は、施設や事業所と利用者の間で契約により決められますので、利用する各施設・事業所に直接 お問い合わせください。

ただし、**所得の低い方は、食費と居住費等の費用負担が軽減されます**

所得の低い方のサービス利用が困難とならないように、申請により、施設の入所者やショートステイの利用者を対象に食費・居住費の負担軽減を行っています。

所得の低い方は、所得に応じた負担上限額までを支払い、超えた額は利用者によって介護保険から給付することで、一般の方に比べて負担が軽減される仕組みです。

【対象となるサービス】

▶介護保険施設

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

▶ショートステイ

短期入所生活介護、短期入所療養介護



サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、グループホーム、通所サービスは対象外となります

【認定要件】 各負担段階における所得要件および預貯金額等の資産要件を満たす方が対象となります

令和3年7月まで

負担段階	所得要件		預貯金額等
第1段階	生活保護受給者等		単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	合計所得金額+年金収入額が80万円以下の人	
第3段階		合計所得金額+年金収入額が80万円超の人	



在宅で暮らす方との食費・居住費にかかる公平性等を図る観点から、第3段階の細分化を行い、預貯金等の資産要件が変更されました

令和3年8月から

負担段階	所得要件		預貯金額等
第1段階	生活保護受給者等		単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階	世帯全員が 住民税非課税(※1)	合計所得金額+年金収入額(※2)が80万円以下の人	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階 ①		合計所得金額+年金収入額(※2)が80万円超120万円以下の人	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第3段階 ②		合計所得金額+年金収入額(※2)が120万円超の人	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下

(※1) 世帯分離をしている配偶者等も住民税非課税である必要があります

(※2) 平成28年8月から、負担段階の判定において、非課税年金を所得として勘案するようになりました

非課税年金は、遺族年金 障害年金のほか、寡婦年金 かん夫年金 母子年金 準母子年金 遺児年金を含みます

(※) 65歳未満の第2号被保険者については、資産要件に変更ありません(基準額:単身1000万円、夫婦2000万円以下)

【手続きの流れ】

- 1.この軽減制度を利用するためには、介護保険負担限度額の認定の申請が必要です
なお、今回より申請書に押印は必要ありません
 - 2.認定の要件を満たす方には、「介護保険負担限度額認定証」(証の色:クリーム色)を交付しますので、サービス利用前に施設等へ提示することで、食費・居住費の減額が適用されます
- (※1) 認定された場合は、申請書を受理したその月の初日からの適用となります
ただし、申請書を受理した月より前に遡って適用することはできません
- (※2) 認定証の有効期間は毎年7月31日迄です。引き続き、制度の適用を受けられる場合は、毎年申請が必要となります
現に認定証をお持ちの方には、更新案内を通知します
- (※3) 他の市町村で既に認定を受けていても、板野町へ転入した場合は、再度申請の手続きが必要となります
- (※4) 町は書類審査を行う際、必要に応じて、銀行等に口座情報の照会を行うことがあります
- (※5) 認定要件を満たさず、利用者負担段階が第4段階となる方には、その旨を通知するのみで、認定証を交付しません
- (※6) 虚偽の申告等により、不正に負担軽減を受けた場合には、介護保険法に基づき、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金の納付を求めることがあります

【申請に必要な書類等】

- 1.申請書（裏面に同意欄あり）
- 2.本人・配偶者の預貯金等が確認できるもの（写し可）
 - (注1) 本人および配偶者(世帯分離を含む)がお持ちの通帳の写しを提出してください
 - (注2) 複数の口座をお持ちの場合は、残高の多少に関わらず、すべての通帳の写しが必要です
 - (注3) 通帳等の写しで必要なページは、次のとおり
 - ①口座番号等が分かるページ:表紙をめくったページ
 - ②申請日時点の最終残高が分かるページ
 - ③定期預金等があればそのページ
 - (注4) コピーを取る前には、必ず通帳記載してください
- 3.本年1月1日現在、板野町に住民票がない場合は、前住所地の課税(非課税)証明書を添付していただく場合があります
(同一世帯の方および配偶者も同様です)

令和3年8月から 制度改正により、食費の上限額が見直され、色付き部分が変更されました

【負担限度額(1日あたり)】

利用者 負担段階	所得の状況		預貯金等の資産の状況	食費(円)		居住費等(円)			
				施設 サービス	短期入所 サービス	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室
第1段階	生活保護受給者等		単身1,000万円以下	300	300	820	490	490	0
	老齢福祉年金受給者		夫婦2,000万円以下					(320)	
第2段階	世帯 全員 が住 民税 非課 税	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下	390	600	820	490	490	370
								(420)	
第3段階①		合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下	650	1,000	1,310	1,310	1,310	370
第3段階②		合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	単身500万円以下 夫婦1,500万円以下	1,360	1,300	1,310	1,310	1,310	370
第4段階	本人、配偶者、同一世帯員のいずれかで、住民税課税の方がいる		負担段階第1～3段階の方で、資産要件を満たさない	軽減措置はありません					

- (※1) 特別養護老人ホームと短期入所生活介護の従来型個室を利用した場合は、()内の金額となります